

## 令和 4 事業年度

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

# 監 査 報 告

独立行政法人国際観光振興機構

# 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「法人」という。）の令和 4 事業年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事長代理、理事、監査室、総務部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び海外事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

当該事業年度においては、世界的に国際間交流が本格的に再開される中、我が国においても水際措置が段階的に緩和され、法人の業務は機動的なプロモーションの実施が求められたが、事業環境の変化に則した事業を、時期を逸することなく適切に実施することで、訪日外国人旅行者の速やかな回復に貢献したことが認められる。当該事業年度のビジット・ジャパン事業の執行額は、第四期中期目標期間中で最高額となる126億円となり、法人が掲げた年度目標の内、4指標が期間中最高値となるなど着実な成果を挙げている。なお、水際措置の大幅緩和以前に実施した商談会など一部の事業においては、新型コロナ禍以前と比較して事業効果の低下が見られたものの、世界的な国際交流の復活の状況を踏まえると、事業実施は適切であったことが認められる。

第四期中期目標期間においては、世界的なパンデミックの発生により法人の業務運営は深刻な影響を受けたものの、中期目標の達成に向け事業は着実に実施され、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大の中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて大きく貢献したことが認められる。

## 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

年間を通じ、組織的な課題やリスクの把握及び対応方針の決定を経営層主導で実施したほか、海外事務所における現地法令遵守対応の整備・実施を進めるなど、内部統制システムの実効性を高める取組みを推進している。

当該事業年度においては、為替相場の変動幅が大きくなったことから、法人の為替変動リスクが顕在化した。今後も不安定な為替相場が常態化することも予想され、為替リスクへの対応が経営上の大きな課題となることを認識する必要がある。

## 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

なお、中期目標期間末において運営費交付金が全額収益化されたことに伴い、当期の利益剰余金は当事業年度に30.8億円積み上がり71.4億円となった。中期目標期間中の執行率は90.28%となり業務は着実に執行されたことが認められるが、独立行政法人のミ

ッションを踏まえ、今後より一層厳格な執行管理が実施できるよう管理体制が構築されることを期待している。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### 1 給与水準の状況

職員の給与水準は、国の水準を100とした場合の年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレス指数が、当該事業年度末において101.8となった。職員の給与水準の設定は、法人の業務内容及び国家公務員給与を踏まえて定められており、給与実績は水準設定の考え方に基づき、適正な水準で支給されていると認める。

### 2 入札・契約の適正化の状況

調達等合理化計画を策定し、重点的に取組む分野を定めてガバナンスの徹底を図りながら着実に取組みを実施している。また、外部有識者、監事で構成する契約監視委員会において、入札・契約の適正性を審議し、必要に応じて意見具申を受ける等、点検態勢の強化を図っており、適切に実施されていると認める。

以上

令和5年6月28日

独立行政法人国際観光振興機構

監事

戸田次郎

監事(非常勤)

大塚美智子